

こだま新聞

第174号
平成22年4月

平成22年保険改正

4月1日から保険点数の改定が行われました。大まかな変更は

① 10年ぶりにプラス改定となりました。歯科は2%のアップとなっています。

② 後期高齢者制度の廃止（年齢による体系の廃止）

③ 病院勤務医の負担軽減

④ 患者から見てわかりやすい医療の実現

具体的な変化を歯科に限っていくつご紹介します。

① プラス改定で初診料が320

診療報酬点数表

改正点の解説

平成22年4月版 歯科・調剤

第1部	平成22年度診療報酬改定における主要改定項目について	1
第2部	点数表新旧対照表等	111
第3部	関係告示(案)	263
第4部	関係通知(案)	293

円、再診料が20円アップしました。義歯の調整料は月1回の負担が月3回の負担になりました。

② 後期高齢者制度が廃止されて、75歳で区切って医療制度を変えることがなくなりました。

④ 治療費明細書の無料発行が一部義務付けられました。私のところでは義務付けられていませんので明細書発行は有料となり、手書きで記入するため領収書と同時に発行できません。希望される方は受付にご相談ください。

保険の名称もわかりやすい名前に変更になりました。

歯を失った場所に人工の歯を入れることを「補綴」といいますが、「クラウンブリッジ」という言い方になりました。また、虫歯は保険用語では

「齲蝕」といいますが「う蝕」と表記されることになりました。今回の改訂では大幅な変更はあまりありませんでしたので、窓口での混乱はほとんどないと思いますが、3月から続けて来院されている方には4月から窓口での負担が少し増えたように感じられる方もいらっしゃるかと思います。ご理解くださいますようお願いいたします。

3月27日に秋田市で講演

障害者歯科治療

会が開催されました。題は「障害者歯科治療」。講師は岩淵卓先生。現在、県北の大湯温泉リハビリ病院に勤務しています。実は大学の同級生です。

日本では障害者と呼ばれる



のは障害者手帳を持っている人だけだそうで、それでも全人口の5%弱(350万人)もいるそうです。障害者は知的障害者(旧名・精神薄弱)、精神障害、身体障害に分類されています。

健康者と比較して障害者の口の中の状態は

① 虫歯は比較的少ない。

② 虫歯が治療されている割合は少ない。

③ 多量の歯石、歯垢が付着していることが多い。

16年の治療経験から、障害者で気をつけなければならぬのは次の2点。

① 手が使える障害者はできるだけ健常者と同じ方法で予防させる。

② 15歳まで虫歯を作らないよう努力することが大切。

秋田県では現在8つの病院が障害者歯科治療を行っています。特に全身麻酔しなくても、特になんか麻酔しなくても治療できない障害者の行く場所がなくなる恐れも出てきます。

4月の行事

今月の行事

- 4日 火災予防週間
- 6日 春の交通安全
- 6日 1歳半歯科健診
- 7日 春の交通安全週間
- 7日 小中学校入学式
- 12日 上町商店街総会
- 15日 フッ素洗口説明会
- 18日 メビウス総会
- 26日 小学校歯科健診1
- 27日 小学校歯科健診2
- 29日 浦城の歴史 総会
- 29日 昭和の日(休診)
- 30日 中学校PTA

